三　令和二年改正前の省令附則第十九条の五第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和二年改正前の省令附則第十九条の五第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

第十四条の三から第十四条の七まで　削除

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（143,100円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.986－F＋G

143,100円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（143,100円×α）×A及び｛（143,100円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

2　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（143,100円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.986－F×β＋G

143,100円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（143,100円×α）×A、｛（141,300円×α）×A｝×β、B×β、D×β、E×β及び［｛（143,100円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×β＋e＋f｝×1.039

［略］

3　法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A×1.018）－（B×1.018）｝×α×0.986＋（C×1.082）×α＋D×0.986

（A×1.018）、（B×1.018）、｛（A×1.018）－（B×1.018）｝×α、｛（A×1.018）－（B×1.018）｝×α×0.986、（C×1.082）、（C×1.082）×α及びD×0.986に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

第十四条の二から第十四条の七まで　削除

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（141,300円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.985－F＋G

141,300円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（141,300円×α）×A及び｛（141,300円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.985に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

2　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（141,300円×α）×A｝×β＋B×β－C－D×β－E×β］×0.985－F×β＋G

141,300円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（141,300円×α）×A、｛（141,300円×α）×A｝×β、B×β、D×β、E×β及び［｛（141,300円×α）×A｝×β＋B－C－D×β－E×β］×0.985に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（c＋d）×β＋e＋f｝×1.057

［同左］

3　法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（A×1.024）－（B×1.030）｝×α×0.985＋（C×1.079）×α＋D×0.985

（A×1.024）、（B×1.030）、｛（A×1.024）－（B×1.030）｝×α、｛（A×1.024）－（B×1.030）｝×α×0.985、（C×1.079）、（C×1.079）×α及びD×0.985に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。